

鳥取縣公報

昭和二十一年六月二十五日
 第七百二十二號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格5A判

訓令

◇鳥取縣訓令甲第二十二號

各部部長
 勤勞署長

縣費支辨に係る吏員職員雇員並びにこれに準ずる者及び傭員の俸給並びに給料は、當分の間縣費支辨俸給並びに給料支給規則第二條の規定にかかはらず毎月二十日以前にこれを支給することができる。

昭和二十一年六月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

附則

この訓令は、昭和二十一年六月一日からこれを施行する。

◇鳥取縣訓令甲第二十三號

地方事務所長
 國民學校長

大正十年三月鳥取縣訓令第五號公立學校職員加俸支給細則を次のやうに改正する。
 昭和二十一年六月二十五日
 鳥取縣知事 林 敬 三

別表第二號表を次のやうに改める。
 第二號表

勤續五年以上十年未満	九六圓	六〇圓	七二圓	三六圓	三六圓
	八四圓	八四圓	二〇圓	七二圓	七二圓
勤續十一年以上十五年未満	一四四圓	八四圓	二〇圓	七二圓	七二圓
勤續十五年以上	一九二圓	二〇圓	一六八圓	九六圓	九六圓

學校長、訓導、養護訓導
 俸給月額俸給月額俸給月額俸給月額
 八十圓以上八十圓未満 八十圓以上八十圓未満 八十圓以上八十圓未満 八十圓以上八十圓未満
 上 上 上 上
 准訓導

附 則
本令は昭和二十一年七月分より適用する。

告 示

鳥取縣告示第二百六十五號

健康保險法、國民健康保險法並に船員保險法に基く保險醫として左の醫師を指定した。

昭和二十一年六月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療科名	診療所 の名稱	診療所所在地	氏 名	指定年月日
外科	宮地醫院	西伯郡澁江町	宮地 誠	昭和二十一年五月十五日
泌尿科	奥田醫院	西伯郡春日村東	奥田 覺子	同
小兒科	山本醫院	八幡一丸二	山本 貞良	同
皮膚科	高木醫院	東伯郡小鴨村中	高木 達郎	同
内兒科	丸山醫院	東伯郡松崎村仲	丸山 秋	同

内兒科	石田醫院	西伯郡天津村大字	石田 幸三	同
内兒科	長岡醫院	八頭郡津村大字	長岡 毅	同
内兒科	市野醫院	西伯郡逢坂村下	中野 直	同
内兒科	市野醫院	西伯郡大高村字	市野 直	同
内兒科	尾高醫院	尾高	尾高 良達	同
内兒科	森下醫院	八頭郡智頭町	森下 逸子	同
内兒科	伊藤醫院	東伯郡橋津村	伊藤 壽美子	同
内兒科	山西醫院	西伯郡大和村字	山西 覺	同
内兒科	佐野醫院	西伯郡縣村字河	松井 功	同
内兒科	佐野醫院	西伯郡縣村字河	佐野 功	同
内兒科	岡田醫院	八頭郡大伊村大字	岡田 義正	同
内兒科	米原醫院	西伯郡幡郷村大字	米原 忠德	同

鳥取縣告示第二百六十六號
昭和二十年派遣種牡馬種付に係る、産駒検査及貸付牡馬種検査め左の通り實施の旨、鳥取種畜牧場長から通告があつた。

昭和二十一年六月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

産駒検査並貸付種牡馬検査場所及期日

検査場所	期 日	検査開始時刻	貸付種牡馬検査区域
日野郡石見村	七月 五日	午前九時	石見村
同 多里村	七月 六日	同	山上村
同 米澤村	七月 七日	同	江尾村、日光村
同 八郷村	七月 八日	同	八郷村
同 八郷種付所	七月 九日	同	幡郷村、米子市
同 大高種付所	七月 九日	午後二時	大高村
同 大高種付所	七月 十日	午前九時	澁江町、大山村
同 東伯郡成美村	七月 十日	午後二時	光徳村、下郷村
同 倉吉種付所	七月 十一日	午前九時	高城村、上小鴨
同 倉吉種付所	七月 十二日	同	津ノ井村、宇倍